

第1条 当園における虐待防止に関する基本的考え方

当園は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）に定義されている高齢者虐待行為は決して許されないことであるという認識を持ち、入居者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と共に高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行いません。

第2条 虐待の定義

本指針における虐待とは、以下のものであり、これらの発生の防止を図ります。

- (1) 身体的虐待：暴力的行為等で入居者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、入居者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。
- (3) 心理的虐待：脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって入居者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。
- (4) 性的虐待：入居者にわいせつな行為をすること。又は入居者にわいせつな行為をさせること。
- (5) 経済的虐待：入居者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待対策検討委員会に関する事項

虐待又はその疑い(以下「虐待等」という。)の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、美唄市恵風園及び恵祥園施設内虐待対策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置します。なお、本委員会の責任者は委員長とし、生活支援係長、生活相談員、介護支援専門員、主任看護師を虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者とします。

(1) 委員会の役割

- ア 虐待防止のための指針等の整理
- イ 虐待防止を目的とした年3回以上の職員研修の企画・推進
- ウ 虐待の防止に関する担当者の選定(委員より選任する)
- エ 虐待予防、早期発見に向けた取組
- オ 虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 委員会の構成員とその役割

委員会の構成員とその役割は次のとおりとします。また、委員長は、必要に応じ会議に構成員以外の者の出席を求めることができることとします。

- ア 園長(委員長)
 - ・委員会の統轄管理
 - ・施設の運営事務管理
 - ・行政、関係機関等との渉外、調整に関する管理
- イ 生活支援係長(副委員長)
 - ・ケア現場における諸課題の統轄管理
- ウ 総務係長
 - ・施設の維持管理
 - ・施設の運営事務管理
- エ 主任看護師
 - ・医師(医療機関)との連携
 - ・入居者の状態観察
 - ・記録の整備、管理
- オ 主任介護員(恵祥園)

- ・入居者の尊厳の理解、入居者の疾病・障害等による行動特性の理解
- ・入居者個々の心身の状態の把握
- ・記録の整備、管理

カ 主任支援員（恵風園）

- ・入居者の尊厳の理解、入居者の疾病・障害等による行動特性の理解
- ・入居者個々の心身の状態の把握
- ・記録の整備、管理

キ 生活相談員

- ・入居者の尊厳の理解
- ・家族等との連携
- ・入居者及び家族等の意向に沿ったケアの確立
- ・記録の整備、管理
- ・個別処遇計画の変更（恵風園）
- ・短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の変更（恵祥園）

ク 栄養士

- ・記録の整備、管理
- ・入居者の状態把握
- ・栄養ケア・マネジメントの確立（恵祥園）

ケ 介護支援専門員（恵祥園）

- ・入居者及び家族等の意向に沿ったケアの確立
- ・施設サービス計画の変更

(3) 開催時期と記録

- ア 委員会は委員長が招集し、3月に1回以上の定期開催とします。
- イ 虐待の発生又は発生が疑われる場合など必要に応じて、臨時で開催します。
- ウ 委員会の会議内容を記録します。
- エ 委員会で得られた結果(施設における虐待に対する体制、虐待の再発防止策等)は、全職員へ周知を図ります。

(4) 協議内容

- ア 虐待対策検討委員会その他施設内の組織に関すること
- イ 虐待の防止のための指針及びマニュアルの整備に関すること
- ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- オ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- キ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

(1) 研修内容

- ア 高齢者虐待防止法の基本的な考え方の理解
- イ 高齢者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- エ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- オ 発生した場合の改善策

(2) 実施時期

職員研修を、年3回以上実施します。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

(3) 記録

研修の内容については、開催日時、出席者、研修資料、実施概要等を記録します。

第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

第6条 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員が他の職員等による入居者への虐待等を発見した場合は、速やかに担当者へ報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- (2) 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項（1）職員からの相談及び報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者等が担当者を代行します。また、必要に応じて関係者へ事情を確認し、これら確認の経緯は時系列で概要を整理します。
- (3) 確認の結果、虐待が事実であると判断された場合には、「第5条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針」により、必要な措置を講じます。
- (4) 実施した事実確認の内容や虐待が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証のうえ原因を除去し、再発防止策の作成と職員への周知を行います。
- (5) 前号までの事項は、高齢者虐待防止法に基づき職員が市町村への通報等を行うことを制限するものではありません。

第7条 成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者またはご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

第8条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情・相談を受けた担当者は、その内容を責任者である委員長へ報告します。虐待等を行った者が当該責任者である場合には、他の上席者へ相談します。
- (2) 苦情・相談の内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。
- (3) 対応の流れは、上述の「第6条 虐待等が発生した場合の相談、報告体制に関する事項」によるものとします。
- (4) 苦情・相談の内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

第9条 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入居者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、美唄市のホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

第10条 その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「第4条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修のほか、社会福祉協議会や老人福祉施設協議会等が主催する虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、入居者の権利擁護に努めるとともに、サービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

附 則

この指針は、令和8年2月2日より施行する。